（4）農道･林道

１）施設概要

・農道は、道路法等の法に規定されない法定外公共物に位置付けられますが、その一部は農業基盤施設として土地改良法に基づいて整備しています。

・市街化調整区域内の農道の維持管理は各農業振興センター基盤整備課等がそれぞれ行っています。

・中山間部及び西部の一部地域の農道は、道路幅員が 2～3mと狭小な路線も多いことから、県営土地改良事業（区画整理事業等）を活用し、ある程度まとまった地域ごとに一体的な整備を行っています。

・林道は、大多尾線と小萩山中腹にある森林学習館に向かうための路線の計２路線、延長約３ｋｍを管理しています。

２）施設の維持･更新状況

・既存の農道は、一部の地域を除いておおむね整備（舗装）は完了しており、老朽化が進んでいる箇所は部分的に舗装打替工事を行っています。

・市街化調整区域内の路線の補修については、地元受益者が直営で施工し、本市から補助金の交付又は原材料の支給といった形で対応する場合もあります。

・林道については、地元住民の協力を得ながら維持管理を行っています。

３）需要･運営状況

・農道は、農耕の用だけでなく一般交通の用にも供されており、農業経営の安定化並びに市民生活環境改善に資するため非常に重要な施設です。

・林道は路線沿いに竹林や果樹園等があるため、主に竹林等所有者が使用しています。

４）防災対応

・林道は、台風や大雨が発生した際に、倒木等により道路封鎖等が発生していないか見回り、必要に応じて撤去作業等を行っています。

５）インフラ分野別方針

・各所管課及び地元住民との連携により、適切な維持管理に努めます。

・舗装道路においては、舗装維持管理計画を策定し、道路種別や交通区分に応じた設計・維持管理水準を設定することで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

・農道橋（清水橋・平成１号橋）においては、個別施設計画を作成し、５年に１度定期点検を実施しております。

林道

（5）農業排水路･排水機場

1）施設概要

・農業排水路は、農地の排水を強化し、乾田化による施設園芸等の導入を可能とするほか、洪水調整・防止機能も備える重要な施設です。

・熊本市内には島原湾沿岸部、緑川、白川、坪井川流域を中心に 40 箇所の農業用排水機場を設置しており、受益農地の湛水被害及び流域内道路の冠水等を防いでいます。

図表　農業用排水機場位置図（令和４年４月１日現在）

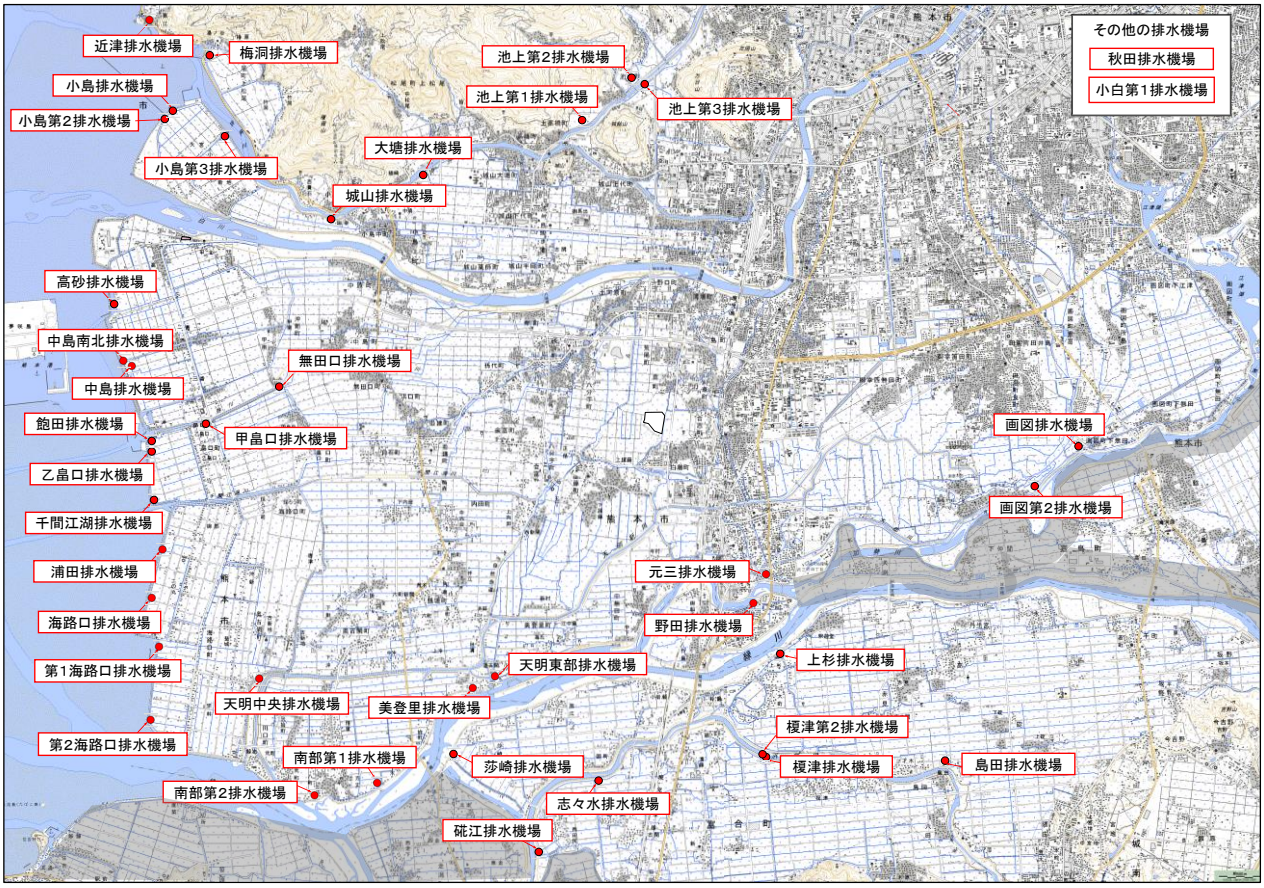

2）施設の維持･更新状況

【農業排水路】

・整備された排水路は永久構造物として取り扱われるため、設置後に補修することは稀ですが、機能を維持するために、受益者等により浚渫等が行われています。

・熊本市治水総合計画に基づき、10 年確率降雨を基準に整備を進めています。

【農業用排水機場】

・多くの施設は熊本県によって整備され、熊本市が維持管理を行っています。

・一部の排水機場は土地改良区が維持管理を行っています。

・施設の保全については、平成 19 年度に策定された「農業水利施設の機能保全の手引き（農林水産省）」に基づき、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る「ストックマネジメント」の取組を進めています。

・造成年からある程度経過した施設は、機能診断調査を行い、これを基に保全計画を策定し、順次、

保全対策工事を進めているところです。（令和 4 年 4 月現在、更新済 13 施設、更新事業実施中 3 施設、計画中 6 施設）

・各排水機場の特性・運転時間等に応じて専門メーカーへの委託により保守点検整備を行っています。

・機器類に故障が発生した場合には機能回復のため早急に修繕を行っています。

・ポンプ・発電機等の重要機器は、経過年数や点検結果に応じて改修、整備計画表を作成し、機器等のオーバーホールや電気設備、付帯設備の改修を行い、機能維持を図っています。

【参考】 農業水利施設の機能保全の手引き 抜粋

●保全方式の考え方

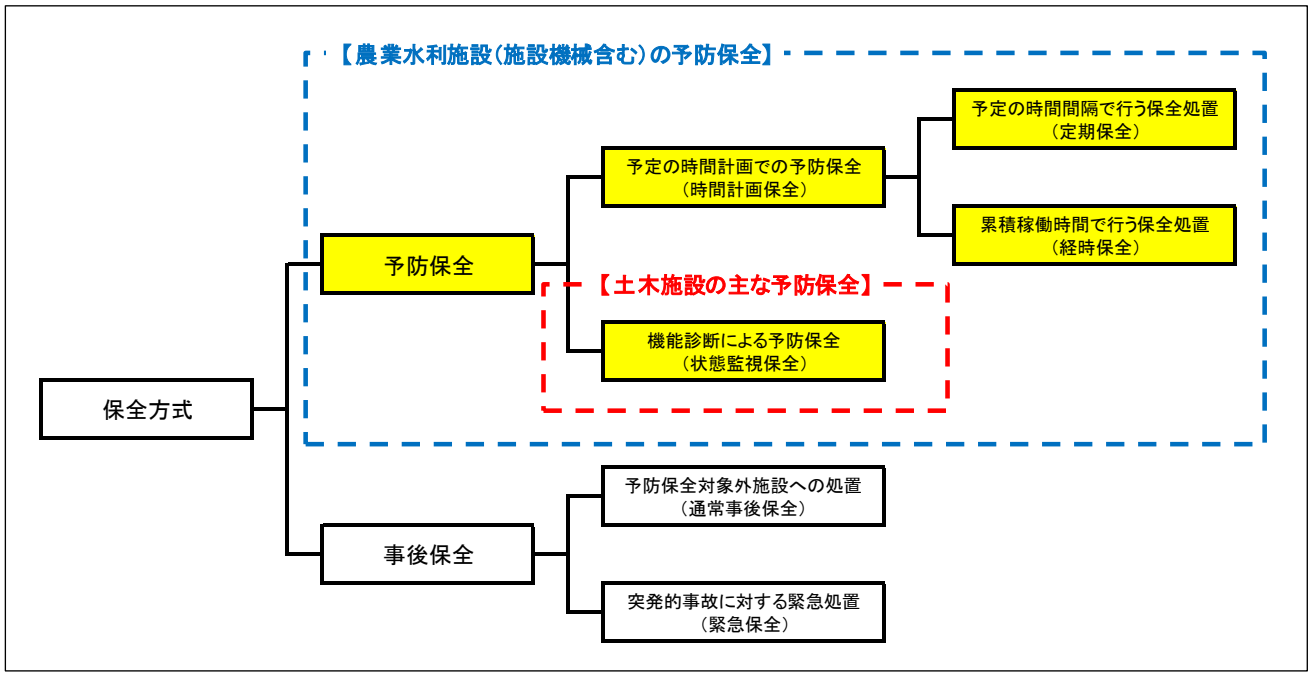

3）需要･運営状況

【農業排水路】

・未整備地区の排水路については、地元から要望があがった箇所を中心に現場状況等を勘案しながら優先順位をつけ、計画的に整備を行っています。

【農業用排水機場】

・排水機場の運転管理は土地改良区あるいは個人農家等に委託しており、運転管理者には年に一度運転説明会を行っています。

4）防災対応

【農業排水路】

・未整備の水路（土水路）も多く、水路法面崩壊による土砂の堆積などが原因で、排水能力の低下により十分排水できない箇所もあることから、排水能力向上のため計画的に整備を進めています。

【農業用排水機場】

・気象警報発令時は水防体制を組み、各排水機場の巡回・故障対応を行っています。

・遠隔監視システムの導入により、庁舎等で運転状況、故障発生状況の把握が可能となっていま

す。

5）インフラ分野別方針

【農業排水路】

・新規整備については、単独事業で実施するケースが大半であることから、事業実施箇所に優先順位を付し、限られた財源の範囲内で効率的に整備を進めます。

・面的な整備による事業効果に着目し、可能な箇所については、県営農地整備事業などを活用します。

【農業用排水機場】

・老朽化が進んでいる施設もあることから、長寿命化策を講じながら、順次計画的に更新ができるよう、県営事業による実施に向け、県へ働きかけを行っていきます。

・県が実施する重要度評価による総合評価結果に基づき、計画的な更新が出来るよう点検計画策定等の取り組みを進めます。

未整備の排水路　（土水路）

整備後の排水路

更新工事中の第１海路口排水機場（南区海路口町）

元三排水機場（南区元三町）

（6）農業集落排水施設

１）施設概要

・農村集落の生活環境の向上と農業用水の水質保全を目的として、各家庭から排出される汚水を処理するために設置されています。

・農業集落排水施設は北区に 2 箇所、南区に 2 箇所、計 4 箇所あります。

図表 農業集落排水施設一覧（令和４年４月１日現在）

地区名 (処理区名)	担当区	計画処理人口	着工年度	供用開始 時期	経過年数
田底中部	北区	1,200 人	平成 5 年度	平成 9 年 11 月	24年
山東東部	〃	960 人	平成 7 年度	平成 12 年 2 月	22 年
塚原藤山	南区	1,650 人	平成 6 年度	平成 11 年 4 月	23 年
鰐瀬陳内	〃	1,640 人	平成 10 年度	平成 15 年 4 月	19 年

２）施設の維持・更新状況

・ポンプ類については、耐用年数を基に年次計画を立てて、更新を行っています。

・平成 27 年度に実施した「機能診断調査」により、施設の現状を把握し、その調査結果に基づき策定した最適整備構想により、施設の長寿命化を図っていきます。

３）需要・運営状況

・処理場等の運転管理・施設管理・汚泥処理については、民間委託を行い、業務の効率化を図っています。

・農業集落排水の整備率は 100%となっていますが、接続率については、田底中部地区で 95.1%、山東東部地区で 79.7%、塚原藤山地区で 63.2%、鰐瀬陳内地区で 79.0%となっています。（接続率（%）＝接続人口／処理区域内人口）

・田底中部地区と山東東部地区については、家屋の新築・改築時に公共桝への接続を促しています。

・塚原藤山地区と鰐瀬陳内地区については、処理能力を考慮しながら、接続要望に応じて公共桝を設置しています。

４）防災対応

・中継ポンプ施設への遠隔監視装置の導入などにより災害時の対応の迅速化、強靭化を図っていきます。

５）インフラ分野別方針

・供用開始から 20 年程度経過し老朽化が進行する中、突発的事故の発生により施設の機能停止も考えられることから、保全計画に基づき適切な施設更新を行っていく必要があります。

・人口減少による使用料収入の減少や施設更新費用の増加などを背景に、効率的な運営を目的として公共下水道への統合など、広域化・共同化の取り組みを進めていきます。

（7）漁港

１）施設概要

・市南西部の島原湾沿岸に地元の漁業を主とする第 1 種漁港として、四番漁港、海路口漁港及び天明漁港の 3 箇所の漁港を管理しています。

図表 漁港一覧（令和４年４月１日現在）※市管理施設のみ計上

漁港名	外郭施設(m)	係留施設(m)			全体合計(m)	利用者
	防波堤、護岸、防砂堤等	船揚場	物揚場	係留施設小計		
四番漁港	762.40	40.00	774.20	814.20	1,576.60	沖新漁協、畠口漁協
海路口漁港	728.69	20.00	491.50	511.50	1,240.19	海路口漁協の一部
天明漁港	219.00	0.00	826.50	826.50	1,045.50	海路口漁協の一部、川口漁協
合 計	1,710.09	60.00	2,092.20	2,152.20	3,862.29	

図表 漁港位置図

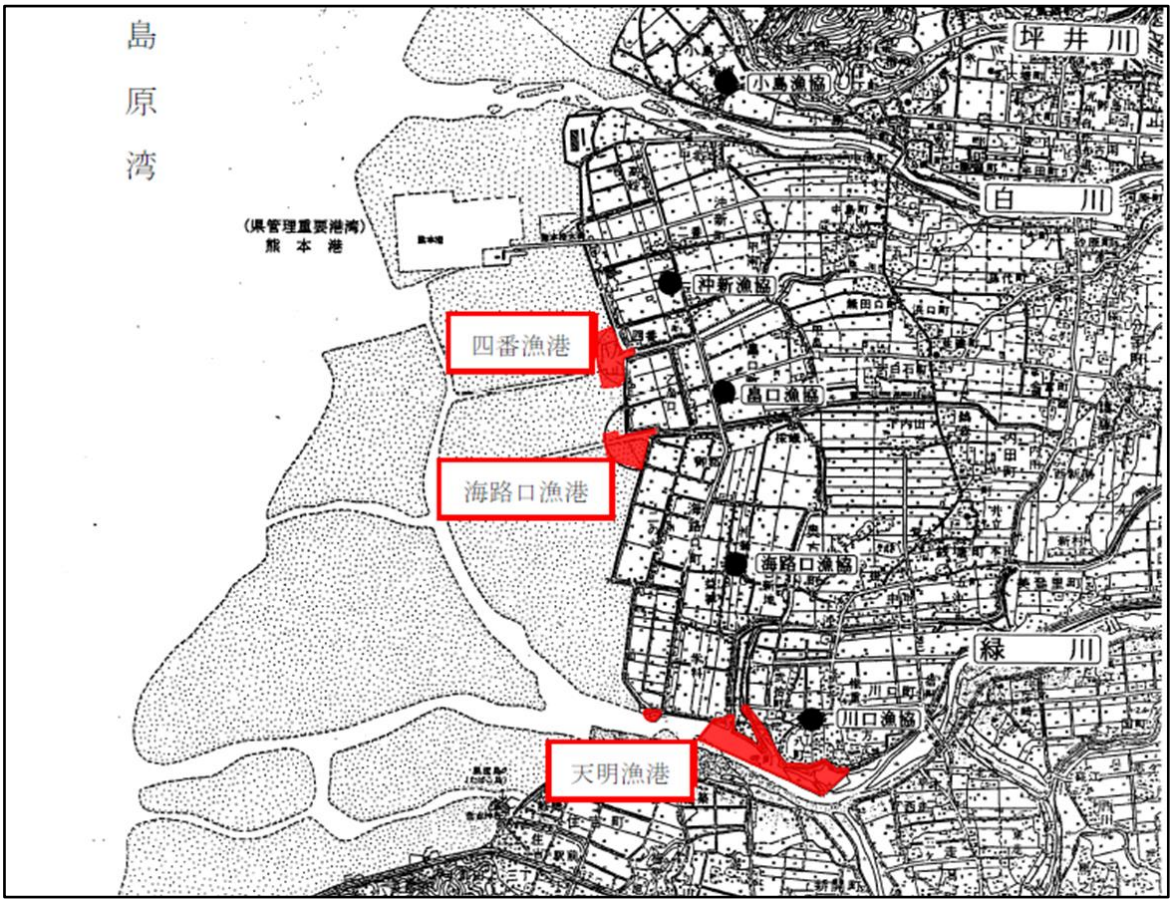

2）施設の維持・更新状況

・四番漁港は平成 16 年度、海路口漁港は平成 22 年度までに熊本地区地域水産物供給基盤整備事業基本計画書に基づき漁港基本施設の整備が完了しましたが、その後も必要に応じ泊地航路の浚渫や地盤沈下に対する嵩上げ工事等の維持工事を実施しています。

・天明漁港は河川区域内に位置することから河川管理上の制約もあり、これまで漁港施設の整備が遅れていましたが、平成 24 年度より天明地区水産生産基盤整備事業基本計画書に基づいて新たに漁港施設の整備を進めながら、泊地航路の浚渫等の維持を実施しています。

3）需要・運営状況

図表 漁港利用状況一覧（令和４年４月１日現在）

漁港名	登録漁船数(隻)	利用漁船数(隻)	属地陸揚量(トン)
四番漁港	229	391	5,416.4
海路口漁港	95	114	894.6
天明漁港	197	227	1,563.7
合計	521	732	7,874.7

4）防災対応

・漁港が被災した場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、災害復旧を行っていきます。

5）インフラ分野別方針

・四番漁港、海路口漁港及び天明漁港については、既に策定した機能保全計画に基づき、限られた財源の範囲内で効率的に長寿命化を図ります。

・機能保全計画により四半期に 1 回以上の施設点検を実施し、50 年間機能が維持できるよう保全を図ります。

・長期的には、各漁港を利用する漁船の数を見極めながら保全計画の見直しを行い、整備や改修の方針を検討します。

四番漁港

海路口漁港

天明漁港

天明漁港物揚場整備状況

（8）上水道及び工業用水道施設（公営企業会計）

１）施設概要

・上水道施設は、大正 13 年に安全で良質な水道水を安定的に供給することを目的に設置され、管路、取水施設、送水施設、配水施設で構成しています。

・令和 4 年度末現在、管路 3,594ｋｍ、取水施設 38 箇所、送水施設 18 箇所、配水施設 45 箇所で運用しています。

・令和 4 年度末現在の給水普及率は 96.7%であり、第 6 次拡張事業計画で平成 40 年度までの事業計画を策定し、整備を進めています。

図表　主な上水道施設位置概要図（令和４年３月 31 日時点）

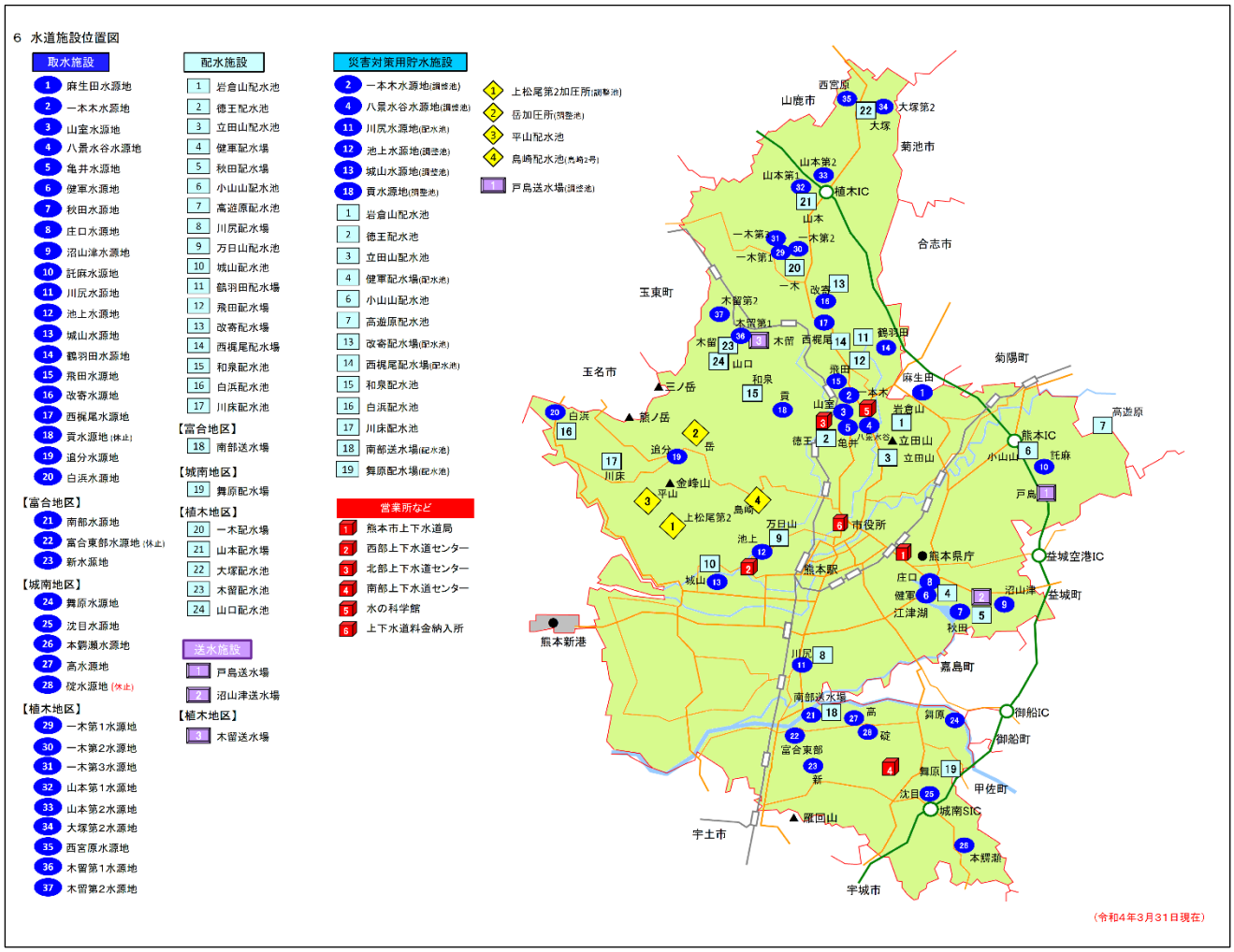

図表　上水道管路の年度別整備延長（令和４年３月 31 日時点）

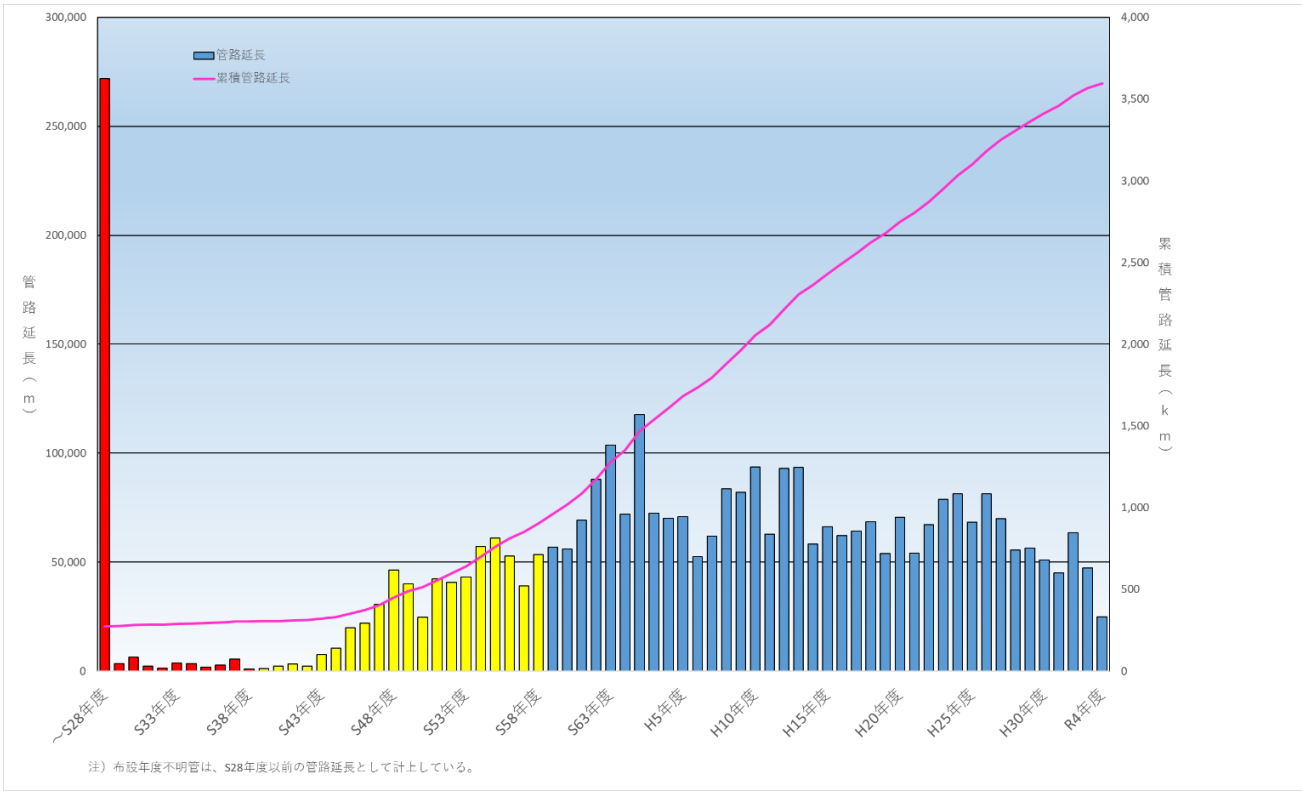

・工業用水道は、城南工業団地における工業用水の供給を目的に平成 7 年に設置しています。

・城南工業団地（42.6ｈａ）に入居している企業に対し、工業用水を供給しており、施設の能力は 1,000 ㎥/日を有しています。

・下益城郡城南町との合併時 7 社であった立地企業は、その後増加を続け、令和 4 年度末現在で 15 社（うち給水契約数 10 社）となっています。

図表　工業用水道位置図

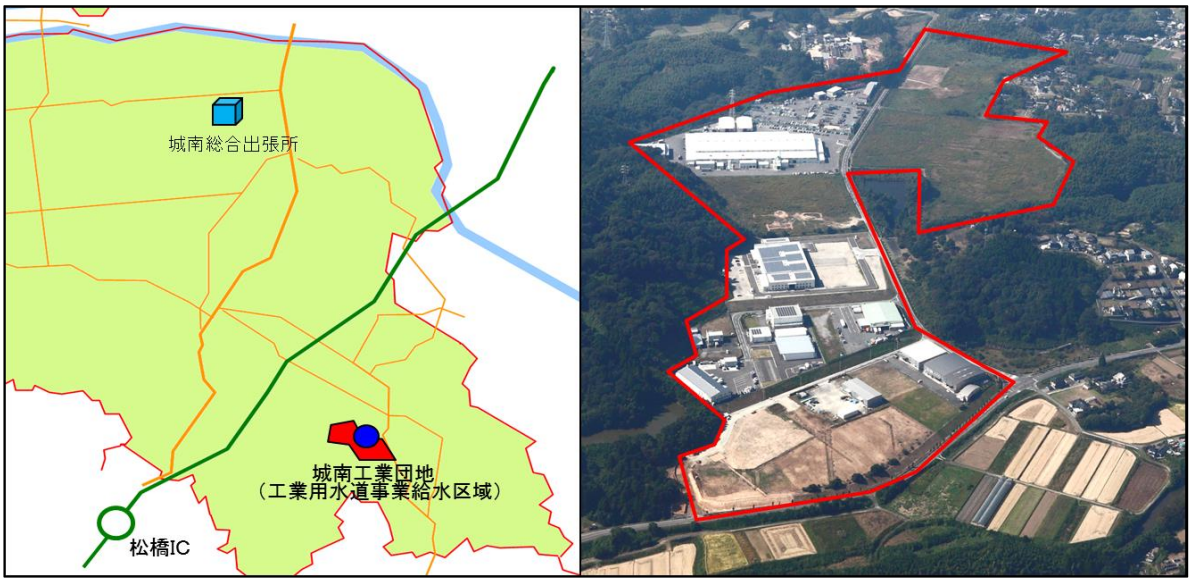

２）施設の維持・更新状況

・・上水道施設の更新は、「水道施設更新計画」に基づき実施しています。

・管路は、漏水履歴を始めとする維持管理記録や重要度、管種、地震時の管路被害予測結果などに基づいて優先順位を付け、耐震管へ計画的に更新しています。
・取水・送水・配水施設は、定期点検、耐震診断結果を基にして適切な維持管理を行うとともに、施設の重要度から優先順位を付け、計画的に更新を行っています。
・小規模施設の統廃合を進め、効率的な運用を目指しています。
・災害時におけるバックアップ体制を確立するため、各配水区間に水融通管を整備しています。

３）需要・運営状況

・上水道事業は、人口減少社会を見据え、持続可能な経営基盤を確立し、将来にわたって上質なサービスを提供するために、令和２年度から実施している「熊本市上下水道事業経営戦略」に則った事業経営に取り組んでいます。
・工業用水道事業は、料金収入で維持管理費用を賄えない場合は一般会計からの繰り入れとなる。城南工業団地の全区画の分譲を完了したことから、今後も関係部局と連携しながら取り組んでいます。

図表　上水道給水需要推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度
給水人口(人)	705,889	706,936	708,616	709,583	712,066
給水普及率(%)	95.6	95.8	96.1	96.4	96.7
給水戸数(戸)	339,539	343,705	348,671	352,921	358,713
年間配水量(千m3)	80,608	79,710	79,212	78,607	79,030
1日平均配水量(m3)	220,845	217,786	217,019	215,362	216,519
1人1日あたり生活用水(L)	221	219	229	226	222
有効率(%)	90.3	90.4	92.5	92.1	91.4

４）決算状況

図表　上水道事業決算額推移（平成 30 年度～令和４年度）　（単位：百万円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益的収支【税抜き】	収益的収入	13,475	13,316	13,094	13,140	13,063
	収益的支出	10,855	10,586	10,259	10,257	10,720
	収支	2,620	2,730	2,835	2,883	2,343
資本的収支【税込み】	資本的収入	3,296	2,076	1,751	1,659	2,065
	資本的支出	9,456	7,517	9,123	7,557	15,040
	収支	△ 6,160	△ 5,441	△ 7,372	△ 5,898	△ 12,975
企業債残高		33,635	33,141	32,278	31,374	30,716

図表　工業用水道事業決算額推移（平成 30 年度～令和４年度）　（単位：千円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
収益的収支【税抜き】	収益的収入	5,325	5,245	5,360	5,578	5,399
	収益的支出	4,528	4,777	4,982	4,926	4,798
	収支	797	468	378	652	601
資本的収支【税込み】	資本的収入	4,222	0	0	0	0
	資本的支出	5,990	16	170	996	233
	収支	△ 1,768	△ 16	△ 170	△ 996	△ 233
企業債残高		1,000	1,000	875	750	625

５）防災対応

・熊本市では、従来から主要管路の一部に耐震管を採用していましたが、平成１７年からは、主要管路はもとよりすべての管路について耐震管（耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管等）を採用しています。また、令和２年度からは、熊本市地域防災計画書で定められた想定地震に対する水道管の被害予測を行い、この調査結果をもとに、「老朽度」・「管の種類」・「漏水件数」等を考慮し、管路更新の優先順位を決定し、耐震化を進めています。

６）インフラ分野別方針

・水道施設更新計画や第６次拡張事業計画に基づく整備を進めます。

・熊本市水道施設維持管理計画に基づき、適切な維持管理に努め、水道施設の長寿命化を図ります。

・管路の更新については、道路整備や他埋設事業者等との連携を図り、一体的に工事を行うなど、効率的な施工を心がけます。

・工業用水道については、適切な維持管理に努め、水道施設の長寿命化を図ります。

（9）下水道施設（公営企業会計）

１）施設概要

・下水道施設は、昭和 23 年から生活環境の改善・公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全を目的として設置され、管路施設、ポンプ場、終末処理場（以下浄化センター）で構成されています。

・現在、管路 2,772ｋｍ、ポンプ場 385 箇所（中継ポンプ場 37 箇所、雨水ポンプ場 2 箇所、マンホールポンプ場 346 箇所）、浄化センター5 箇所で運用しています。

・熊本市上下水道事業経営戦略前期実施計画により、令和 6 年度までの整備計画を策定し、整備を進めています。令和 4 年度末現在の下水道普及率は 90.8%となっています。

図表　下水道施設位置図

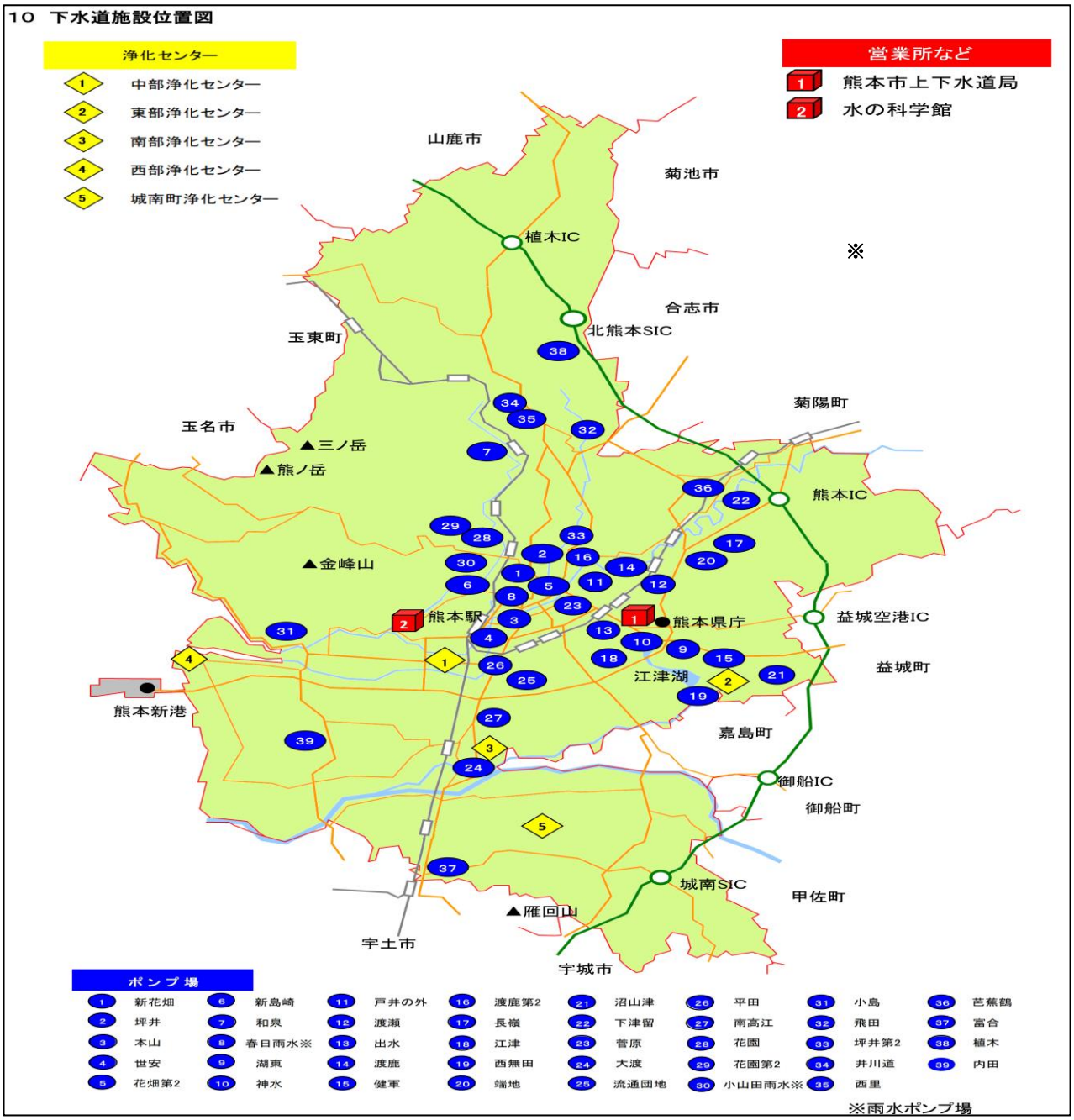

※熊本北部浄化センターは、熊本県管理の施設です。

図表　下水道管渠の年度別整備延長（令和４年３月 31 日時点）

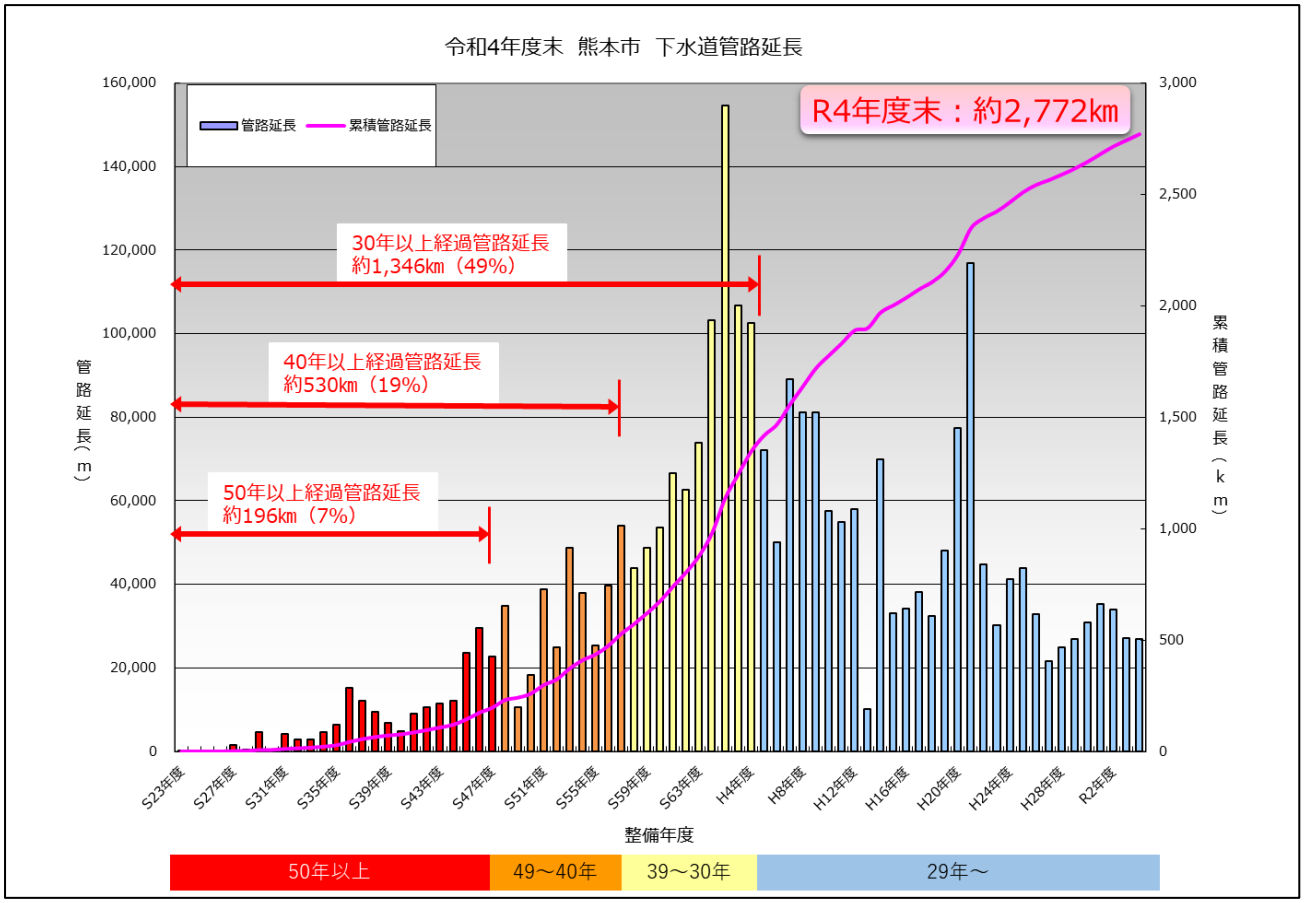

図表　浄化センター現況一覧

施設名	全体計画処理水量（㎥/日）	現有処理能力（㎥/日）	計画敷地面積（㎡）	現有敷地面積（㎡）	処理方法	供用開始年月日	放流先
中部浄化センター	62,400	63,500	76,100	76,100	標準活性汚泥法	昭和 43 年 1 月6日	白川
東部浄化センター	128,100	138,400	151,500	151,500	標準活性汚泥法	昭和 47 年 12 月1日	木山川
南部浄化センター	53,200	54,200	111,000	111,000	標準活性汚泥法	昭和 62 年 4 月 1 日	加勢川
西部浄化センター	33,800	24,600	120,700	120,700	標準活性汚泥法	平成 14 年 3 月 31 日	有明海
城南町浄化センター	8,300	4,700	29,000	29,000	ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝﾃﾞｨｯﾁ法	平成 10 年 12 月 1 日	浜戸川

２）施設の維持･更新状況

・平成 29 年度に下水道施設（処理場、ポンプ場及び管路）のストックマネジメント計画を策定しました。その後、令和元年度に第 2 期計画を策定し、令和 2 年度から実施しています。

・処理場、ポンプ場については、資産ごとに健全度を評価し、効率的な改築・更新を行っています。

・管路施設については、ＴＶカメラ等により現況調査を実施し、施設の健全度を評価した上で順次改築・更新を行っています。

・採用する改築工法については、経済比較を行った上で決定しています。

・管路にごみや土砂が堆積すると、汚水の流れを妨げたり、管に損傷を与えるため、点検・清掃・修理を定期的に行っています。

【参考】　下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン―2015 年版－抜粋
（国土交通省水管理・国土保全局下水道部国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部）

① 下水道施設（機械･電気設備）保全手法検討フロー

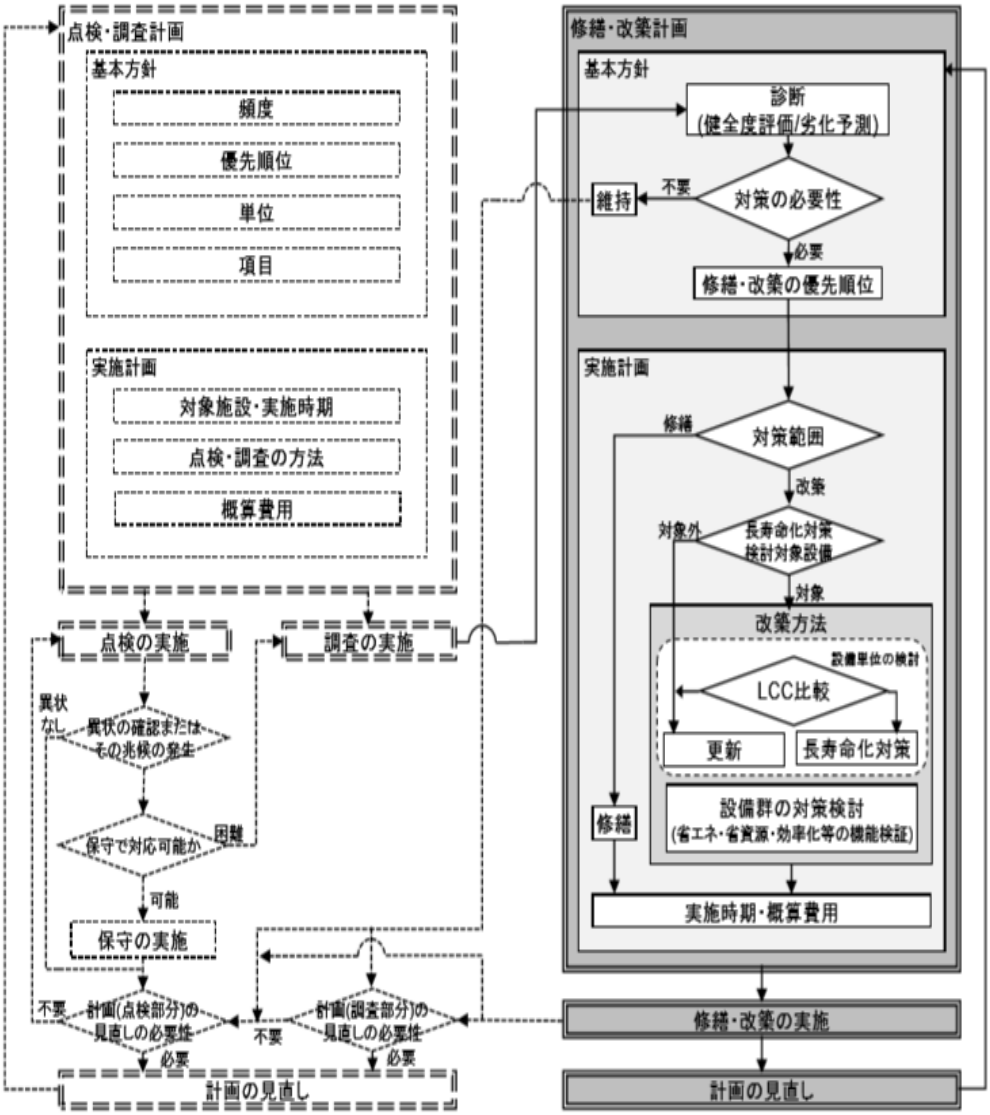

②設備単位の健全度判定区分

判定区分	運転状態	措置方法
5 (4.1～5.0)	・設置当初の状態で機能上問題ない。	・措置は不要
4 (3.1～4.0)	・設備として安全運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。	・措置は不要 ・部品交換等
3 (2.1～3.0)	・設備として劣化が進行しているが、機能は確保できる状態 ・機能回復が可能	・部品交換等の長寿命化対策により機能回復する。
2 (1.1～2.0)	・設備として機能が発揮できない状態 機能回復が困難※	・精密点検や設備の更新等、大きな措置が必要
1	・動かない。 ・機能停止	・設備の更新等、大きな措置が必要

※過去の経験に基づく以下の時期または状態を含む。

１．いつ機能停止してもおかしくない時期を超えた状態
２．計画策定期間中に機能が発揮できなくなることが予測される機能低下の状態
３．機能回復するための部品がない状態

３）需要・運営状況

・浄化センターにおける維持管理業務の民間委託の内容を見直すとともに、下水道管路についても包括的民間委託を一部区域において実施予定であり、更なる業務の効率化に向けた取組みを進めています。

・下水道資源の有効活用と施設の運営経費低減のため、ＤＢＯ契約方式による下水汚泥の固形燃料化、民間委託によるセメント原料化やコンポスト（肥料）化を行っています。
また、汚泥処理過程で発生する消化ガスを利用した発電を実施しています。

・中部浄化センターにおいては平成 25 年度、東部浄化センターにおいては平成 28 年度より消化ガス発電事業を開始しています。

・未普及地区解消については、早期完了を目指し事業を進めています。

４）決算状況

図表　下水道事業決算額推移（平成 30 年度～令和４年度）　（単位：百万円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
収益的収支【税抜き】	収益的収入	20,374	19,972	19,312	19,354	19,473
	収益的支出	18,196	17,843	17,535	17,382	17,065
	収支	2,178	2,129	1,777	1,972	2,408
資本的収支【税込み】	資本的収入	14,943	15,407	14,036	12,935	12,573
	資本的支出	22,451	22,146	22,147	23,066	21,382
	収支	△ 7,508	△ 6,814	△ 8,111	△ 10,131	△ 8,809
企業債残高		134,395	134,313	133,900	131,178	129,121

5）防災対応

・下水道施設の防災対策としては、「熊本市下水道総合地震対策計画」に基づき対策を行っています。また、令和 4 年 3 月に策定された「熊本市公共下水道施設耐水化計画」に基づき、下水道施設の耐水化を進めています。

・管路施設については、拠点病院及び一時避難所、防災拠点から浄化センターまでの管渠を重点的に耐震化を進めています。

・平成 29 年 6 月に「熊本市上下水道事業震災復旧復興計画」を策定し、～「安心」・「強靭」・「持続可能」な上下水道の構築～を基本方針と定め、復旧・復興事業に取り組んでいます。

・雨水による浸水被害軽減を図るため、浸水対策事業も実施しています。

・浄化センター・ポンプ場については、管理棟等の常駐施設や被災時に最低限有すべき機能（揚水、沈殿、滅菌）を確保するために施設の耐震対策、及び非常用発電設備の整備を進めています。

・減災対策として、マンホールトイレの設置を順次進めており、令和 4 年度末までに小学校 36 校、中学校 32 校に整備しました。

6）インフラ分野別方針

・当面は、「熊本市上下水道事業経営戦略」に基づき、計画的な整備を進めながら、「施設長寿命化計画」に基づき長寿命化を進めます。

・平成 28 年度に創設された「下水道ストックマネジメント支援制度」を活用し、平成 31 年度以降は、下水道施設の全施設（管渠・処理場・ポンプ場）を対象とした、点検及び調査、修繕、改築に取り組んでいきます。

・老朽化した施設や設備の更新が課題となることが見込まれるため、維持管理の取り組みを強化します。

・今後は、老朽化対策費用の増加が見込まれるため、費用の平準化に努めます。

（10）交通（公営企業会計）

１）施設概要

・本市の交通事業は、市電が大正 13 年から、市バスが昭和 2 年から営業を開始し、これまで本市の公共交通の基軸として利用されてきましたが、平成 26 年度末に市バス全事業の民間移譲が完了したため、現在は市電のみ営業を行っています。

・市電は田崎橋（熊本駅前）～健軍町間と上熊本～健軍町間の 2 系統で運行しており、路線延長は合計 11.9ｋｍあります。

・車両は平成 26 年 10 月から運行を開始した超低床電車ＣＯＣＯＲＯを含めて現在 54 両（45 編成）を保有しています。

図表　軌道事業路線図（令和４年４月１日現在）

図表　軌道事業施設一覧（建物）（令和４年４月１日現在）

施設名	建築年度	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	備考
大江庁舎(電車営業所)	平成 19 年度	2,892.00	1,631.00	
上熊本車両工場	平成 14 年度	8,276.00	2,697.22	
上熊本営業所	同上	上記に含む	207.04	
上熊本詰所	平成 18 年度	2,404.54	497.02	
健軍変電所	平成 23 年度	141.59	35.09	
新鍛冶屋町変電所	平成 25 年度	226.96	64.95	

２）施設の維持･更新状況

・施設の長寿命化としては、毎日の点検、定期検査を実施し、日々、維持補修を行い、それらを基礎とした建設改良計画を基に軌道施設関係を整備しています。

・軽微な車両修理は基本的に市職員のみで行っていますが、修理が困難な場合は民間事業者に作業を委託することがあります。
・輸送力強化のため、車体の老朽化により運行を見合わせていた車両の修理・改造を行い、連接車である 5014 号車を平成 29 年 3 月から、超低床車である 9701 号車を令和元年 10 月から復活投入しました。
・線路の更新はレールの変位や磨耗の改善を目的に毎年 100m程度実施していますが、全線で 11.9ｋｍあるため、全ての更新には相当な期間を要しています。
・老朽化していた変電所は全て更新を終え、今後は、計画的にオーバーホールを含めた点検を行い、長寿命化を図ります。
・補助事業等を活用し、設備・施設のＬＥＤ照明化等を実施しました。

３）需要･運営状況

・利便性向上策として、市電の運行状況や沿線の観光情報等の情報発信強化のため、令和３年度に熊本城・市役所前停留場にデジタルサイネージを導入し、令和４年度は８停留場に増設しました。また、令和３年 10 月からモバイル定期券の販売を、令和４年７月からクレジットカードによるタッチ決済の実証実験を開始するなど、多様なキャッシュレス決済への対応に取り組んでいます。
・新型コロナウイルスの感染拡大による新たな生活様式の定着に伴う市電の利用状況の変化に合わせ、令和３年１月にダイヤ改正を行いました。
・新型コロナウイルス感染症の流行の中、乗客数は令和２年度に大きな減少となりましたが、令和４年度は 890 万１千人（対令和３年度比 155 万６千人増）と回復傾向にあります。
・経営の基本方針と総合的な取組方針を示した「熊本市交通局経営計画（2021～2028)」を策定し、輸送需要への対応のための運行ダイヤの見直しや経営形態の抜本的な見直しに取り組んでいます。

図表 輸送状況推移（平成 30 年度～令和４年度）

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間輸送人員(人)		11,080,156	11,007,509	6,734,880	7,344,521	8,900,865
年間走行キロ(km)		1,771,180.8	1,800,293.1	1,654,935.7	1,557,062.8	1,553,146.6
年間延使用車両(両)		13,991	14,170	13,347	13,319	13,877
乗車料収入(円)		1,595,054,809	1,577,331,035	979,054,346	1,055,294,769	1,253,353,771
一日平均	輸送人員(人)	30,356.6	30,075.2	18,451.7	20,122.0	24,385.9
	走行キロ(km)	4,852.6	4,918.8	4,534.1	4,265.9	4,255.2
	延使用車両(両)	38.3	38.7	36.6	36.5	38.0
	乗車料収入(円)	4,370,013.2	4,309,647.6	2,682,340.7	2,891,218.5	3,433,845.9
一日一車あたり平均	輸送人員(人)	791.9	776.8	504.6	551.4	641.4
	走行キロ(km)	126.6	127.0	124.0	116.9	111.9
	乗車料収入(円)	114,005.8	111,314.8	73,353.9	79,232.3	90,318.8

4）決算状況

図表　軌道事業決算額推移（平成 30 年度～令和 4 年度）　（単位：百万円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益的収支【税抜き】	収益的収入	2,286	2,235	1,816	1,973	2,247
	収益的支出	2,719	1,996	2,021	2,007	2,009
	収支	△ 433	239	△ 205	△ 34	238
資本的収支【税込み】	資本的収入	307	683	353	843	580
	資本的支出	669	1,091	774	1,256	976
	収支	△ 362	△ 408	△ 421	△ 413	△ 396
企業債残高		2,636	2,815	2,597	2,616	2,687

5）防災対応

・保有建物は、平成 14 年以降に設置していることから、新耐震基準を満たしています。

・事故や災害等に伴うダイヤの乱れや運休等についての情報発信をホームページや Twitter（ツイッター）、熊本市電ナビ等で行っています。

6）インフラ分野別方針

・軌道事業は、本市のシンボル的な公共交通機関であることに鑑み、経営基盤の強化に努めながら持続可能な事業運営を行っていきます。

・路線延伸の検討も進められており、市長事務部局と連携し、基幹公共交通としての市電の機能強化を図ります。

（11）病院施設（公営企業会計）

１）施設概要

【熊本市民病院】

・市民の健康保持に必要な医療を提供するための施設として設置されています。

・地域の基幹病院として、市民の健康保持に必要な医療（32 科目）を提供する総合病院として機能するとともに、「総合周産期母子医療センター」、「感染症指定病院」という特定の機能を有する医療機関として位置付けられています。

・平成 28 年の熊本地震により被災して大半が失われた病院機能を一日も早く取り戻すため、本市東区東町 4 丁目を移転先として「熊本市民病院再建基本計画」に基づき移転再建を進め、令和元年 10 月 1 日に新病院を開院しました。

【植木病院】

・昭和 31 年 1 月に植木町立植木病院として開設され、昭和 38 年 4 月に植木町国民健康保険直営植木病院と改称し、平成 14 年 12 月に現在地に新築移転、平成 22 年 3 月に熊本市との合併により現在の熊本市立植木病院となっています。

・地域における予防医療、救急医療、急性期・慢性期医療、在宅医療を含めた包括的な医療の提供を市民に行っています。

・救急告示病院として、24 時間 365 日救急患者を受入れる体制を整えています。

【芳野診療所】

・無医地区であった芳野地区に昭和 38 年に河内芳野村立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っています。

・平成 4 年 4 月 1 日の熊本市の組織変更により現在の熊本市民病院附属芳野診療所となっています。

図表 病院施設一覧（令和４年４月１日現在）

施設名	診療科目数	職員数(人)									備考
		計	一般	感染	療養	計	医師	看護職員	医療技師	事務	
熊本市民病院	32	338	302	36	－	793	112	468	109	104	職員数に特別職、会計年度任用職員含む
植木病院	8	141	102	－	39	161	14	88	25	34	職員数に会計年度任用職員含む
芳野診療所	3	－	－	－	－	6	1	2	0	3	職員数に会計年度任用職員含む

※診療科目数と病床数（床）は令和４年４月１日現在の実稼働数

図表　病院施設位置図

２）施設の維持･更新状況

【熊本市民病院】

・令和元年 10 月 1 日に新病院が開院し、当面は病院施設や設備における大規模改修の予定はありませんが、長寿命化計画に基づき、計画的な整備・点検・保守及び修繕更新等を行い、施設・設備等の長寿命化を図るとともに、年度毎の財政負担の平準化に取り組みます。

【植木病院】

・経年劣化に伴う建物及び附帯設備の全般的な改修・改装に取り組みます。

【芳野診療所】

・平成 25 年に施設大規模改修（床暖房導入、二重窓設置等）を実施しています。

３）需要･運営状況

【市民病院】

・平均在院日数の短縮及び病院機能分化・地域連携（かかりつけ医の推進、紹介・逆紹介率の向上）等の取組みを行っています。

・患者数については、令和元年１０月の新病院開院後、新型コロナウイルス感染症による影響は受けたものの、入院・患者数ともに増加傾向にあります。

【植木病院】

・患者数について、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床確保により入院患者数は減少しましたが、発熱外来患者の増加により外来患者数が増加しています。

・入院患者獲得を目指して病診連携等の更なる強化に努めていきます。

【芳野診療所】

・校区人口の減少等に伴い、患者数は減少傾向にあります。

図表　患者数推移（平成 30 年度～令和４年度）

施設名	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	計	入院	外来	計	入院	外来	計	入院	外来	計	入院	外来	計	入院	外来
熊本市民病院	68,435	7,182	61,253	110,770	36,527	74,243	195,878	99,728	96,150	223,409	111,415	111,994	231,420	114,593	116,827
植木病院	56,372	30,349	26,023	65,678	38,594	27,084	55,653	34,034	21,619	57,418	33,835	23,583	58,872	31,862	27,010
芳野診療所	2,682	－	2,682	2,606	－	2,606	2,511	－	2,511	2,308	－	2,308	2,184	－	2,184
合計	127,489	37,531	89,958	179,054	75,121	103,933	254,042	133,762	120,280	283,135	145,250	137,885	292,476	146,455	146,021

４）決算状況

図表　病院事業決算額推移（平成 30 年度～令和４年度）　（単位：百万円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益的収支【税抜き】	収益的収入	4,593	7,489	16,075	17,441	17,610
	収益的支出	7,076	12,076	14,273	14,809	15,452
	収支	△ 2,483	△ 4,587	1,802	2,632	2,158
資本的収支【税込み】	資本的収入	11,036	9,022	540	575	781
	資本的支出	11,543	9,432	1,114	1,090	1,309
	収支	△ 507	△ 410	△ 574	△ 515	△ 528
企業債残高		21,443	30,548	29,794	29,248	28,689

５）防災対応

【市民病院】

・本市地域防災計画において、防災拠点施設に位置づけられており、以下の方針により整備しております。

① 「熊本地震」など想定を上回る巨大地震への安全性を確保するために免震構造を採用しています。

② 大規模災害時に市民に必要な医療を継続して提供できるよう災害時の活動スペースを確保するなど、災害発生時に迅速な対応ができる病院とします。

③ ライフラインについて二重化を進め、食料、医薬品等の備蓄を行うことにより、一定期間自立的運営が可能な病院とします。

【植木病院】

・ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）に参加しています。

・大規模災害等が発生した場合には、1 階フロアを患者収容スペースとして利用できる体制を整えています。

【芳野診療所】

・災害時には避難所（芳野小学校・芳野中学校）への医療支援を行います。

６）インフラ分野別方針

【熊本市民病院】

・市民病院については、防災拠点として必要な機能・性能を維持するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営の強化に取り組みます。

【植木病院】【芳野診療所】

・適切なメンテナンスによって、施設の長寿命化を図ります。